

令和6年度あきる野市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地指導を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。特に障害者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、総合支援法又は児童福祉法の権限行使等を行う。

なお、実施にあたっては、東京都や近隣市等の関係機関と連携し、指導監査体制の一層の充実・強化を図るものとする。

2 指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

（2）利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが行われ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。
また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性の

ある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- （１）サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- （２）自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- （３）不正な手段により指定を受けていないか。
- （４）人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- （５）帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- （６）業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- （７）障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

（１）対象事業所等

ア 総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所

イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

（２）実施形態

ア 実施方法

原則として、事業所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

イ 実施単位

実施単位は、事業所ごととする。ただし、同一敷地内にある等、他の事業所において複数のサービスを提供している場合は、同時に実施することができるものとする。

ウ 検査体制

指導は、原則として検査員２名以上で実施する。

監査は、原則として課長級職員を含め検査員３名以上で実施する。

また、必要に応じて事務受託法人に検査の一部を委託し、派遣される調査員を加えて実施する。

エ 実施通知

指導監査の通知は、原則として実施予定日の１月前までに、根拠規定、目的、日時、場所、指導監査担当者、出席者、準備すべき書類等を事業者宛てに行う。

ただし、あらかじめ通知することにより実態の確認が困難となると認められる場合は、指導監査の開始時に通知するものとする。

オ 実績

年度末に指導監査の実績を取りまとめるものとする。

(3) 年度計画の作成

年度当初に当該年度の指導監査実施計画を作成する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和6年4月1日時点で現存する事業者とするが、年度途中に指定を受けた事業者についても、必要に応じて指導監査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 市等に寄せられる苦情、告発等により、自立支援給付費等の不正請求や、虐待により利用者の安全や生命の危険が考えられる事業者

(イ) 新規に事業を開始した事業者

(ウ) 指定期間内に市又は東京都が実地指導を実施していない事業者

(エ) 市長が指定権限を有する事業者（なお、同一敷地内において一体的に運営されている事業がある場合には、原則として当該事業と一体的に実地指導を実施する。）

(オ) 市長が所轄庁となる社会福祉法人の運営する施設及び事業者

(カ) 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない事業者

(キ) 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等

(ク) その他、特に実地指導が必要と認める事業者

5 指導監査基準

指導監査の基準は、次のとおりとする。

(1) 市指定障害福祉サービス事業者等

市が指定権限を有する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については、市が定める指導監査基準とする。

(2) 市指定以外障害福祉サービス事業者等

市指定以外の障害福祉サービス事業者等については、東京都が定める各指導監査（検査）基準に準じるものとする。

6 関係機関との連携等

指導監査の効果を高めるため、健康福祉部障がい者支援課や東京都、近隣市等の関係機関と必要な情報の交換及び連携を図るものとする。